江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、犯罪の発生の抑制を図り、安全で安心なまちづくりを 推進することを目的として、防犯カメラを設置する町内会、自治会、区等 (以下「町内会等」という。)に対して交付する江南市防犯カメラ設置費補 助金(以下「補助金」という。)について、江南市補助金等交付規則(昭和 31年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、防犯カメラとは、街頭犯罪、侵入盗等の防止を 目的として、主に道路を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置 で、映像を記録する機能を有する機器を備えるものをいう。

(補助対象者等)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、防犯カメラを設置する町内会等のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1)市長が別に定める防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(平成25年10月7日制定)に適合した防犯カメラの運用要領を策定していること。
 - (2) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- 2 補助金の交付申請及び請求は、町内会等の長が行うものとする。 (補助対象経費)
- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 防犯カメラ及び表示板の購入及び設置に係る費用とする。ただし、次に掲
 - (1) 防犯カメラの維持又は管理に要する費用
 - (2) 防犯カメラの設置に係る地代及び占用料
 - (3) 防犯カメラの操作指導料
 - (4) 既存の設備の撤去に要する費用
 - (5)前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの

(補助金の額等)

げるものを除く。

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に2分の

1 を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、同一の町内会等に対し、一の年度につき 2 0 万円を限度とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、江 南市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を 添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会の予算書 等の写し
 - (2) 住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書 の写し
 - (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
 - (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影 した写真
 - (5) 防犯カメラの運用要領
 - (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
 - (7) 防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し
 - (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様がわかる書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、江南市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を江南市 防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書(様式第3)により申請者に通 知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、当該申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨 を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係 る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更申請)

第9条 申請者が、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後において、当該事業の内容を変更しようとするときは、江南市防犯カメラ設置費補助金変更交付申請書(様式第4)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第10条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。
 - (1)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2)補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3)補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(変更交付決定等)

第11条 市長は、前2条の規定により補助金の交付を変更し、又は取消したときは、江南市防犯カメラ設置費補助金変更交付決定通知書(様式第5) 又はその旨を記載した書面により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

- 第12条 交付決定者は、防犯カメラの設置が完了したときは、江南市防犯カメラ設置費補助金事業完了報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、当該防犯カメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は第7条第1項の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
 - (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
 - (4) 設置場所を借用する場合には、地権者の同意書や許可書等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を 審査し、その報告の内容が補助金の交付決定の内容(これに条件を付した 場合にあっては、その決定の内容及び条件)に適合すると認めたときは、 交付すべき補助金の額を確定し、江南市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書(様式第7)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を受け ようとするときは、江南市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式第8) を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。 (書類の整備)
- 第15条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、 又は指示することができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、市長の求めに応じなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は、補助金の交付から5年を経過するまでに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

江南市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年 月 日

江南市長 様

申請者 団 体 名 代表者名

江南市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業費の内訳

総事業費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額	

3 防犯カメラの設置場所

- 4 補助金の対象となる防犯カメラの台数()台
- 5 防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

- 6 添付書類
- (1) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会の予算書等の写し
- (2) 住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様がわかる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

江南市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

江南市長

年 月 日付けで申請のあった江南市防犯カメラ設置費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 市長が必要と認める場合、報告を求め、検査し、指示することがあります。
 - (2) この補助金の要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その 他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取 り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

江南市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日

団 体 名

代表者名 様

江南市長

年 月 日付けで申請のあった江南市防犯カメラ設置費補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

理 由

江南市防犯カメラ設置費補助金変更交付申請書

年 月 日

江南市長 様

申請者 団 体 名 代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた防犯カメラの設置の申請について、江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり変更します。

- 1 補助金変更申請額 金 円
- 2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更理由

江南市防犯カメラ設置費補助金変更交付決定通知書

匥.	日	F
	Л	

団体名

代表者名

様

江南市長

年 月 日付けで通知した補助金の交付決定について、江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり変更します。

1 変更後の補助金の額 金 円

2 交付条件

- (1) 市長が必要と認める場合、報告を求め、検査し、指示することがあります。
- (2) この補助金の要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その 他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取 り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

江南市防犯カメラ設置費補助金事業完了報告書

年 月 日

江南市長 様

申請者 団 体 名 代表者名

次のとおり防犯カメラの設置が完了したので、江南市防犯カメラ設置費補助金交付 要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1	防犯カメラの設置場所				
	()
2	防犯カメラの設置台数() 台			
3	工事施工業者名				
4	工事費合計金額() 円		
5	補助金額 () 円		
6	工事完了年月日	年	月	日	
7	添付書類				

- (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 設置場所を借用する場合には、地権者の同意書や許可書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

江南市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書

年 月 日

団 体 名

代表者名 様

江南市長

年 月 日付けで交付の決定をした補助金について、江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

1 補助金確定額 金 円

江南市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日

江南市長 様

申請者 団 体 名 代表者名

年 月 日付け 第 号で交付の確定を受けた補助金の交付について、 江南市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり関係書類 を添えて請求します。

- 1 交付請求額 <u>金</u> 円
- 2 振込口座

I.—		<u>۸</u>		種目	П	座番号	
振		銀 行 信用金庫	本 店 支 店	1 普通預金			
込		農協		2 当座預金			
先							
口	金融機関コード	支店コード	フリガナ				
座			口座名義人				

3 添付書類

振込先金融機関の口座通帳の表紙等の写し(ただし、金融機関名、口座番号及び 名義が入ったもの)